

V 許可地域（広告物を掲出するとき許可が必要な地域）

1 道路沿いの一定の区域や都市計画区域内などに広告物を掲出しようとする場合には、原則として許可が必要です。

2 条例で許可地域とされるところは、次のとおりです。（条例第6条）

- (1) 文化財保護法により指定された区域で市長が指定する区域
- (2) 岐阜県文化財保護条例により指定された地域で市長が指定する区域
- (3) 下呂市文化財保護条例により指定された地域で市長が指定する区域
- (4) 下呂市景観条例で指定する景観推進地区で市長が指定する区域
- (5) 道路（自動車専用道路を除く。）、鉄道等で、市長が指定する区間
- (6) 道路、鉄道等から展望することができる地域で、市長が指定する区域
- (7) 河川、湖、溪谷、山、緑地及びこれらの付近の地域で、市長が指定する区域
- (8) 交差点、踏切、道路のまがりかど、上り坂の頂上及びこれらの付近で、交通安全上必要があるとして市長が指定する地域
- (9) 都市計画法の規定により指定された都市計画区域
- (10) この他、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために特に必要があるものとして市長が指定する地域又は場所

※市内の許可地域は、次のとおりです。

- (1) 文化財保護法により指定された区域で市長が指定する区域（条例第6条第1号）
*下呂市には現在指定区域はありません。
- (2) 岐阜県文化財保護条例により指定された区域で市長が指定する区域（条例第6条第2号）
*下呂市には現在指定区域はありません。
- (3) 下呂市文化財保護条例により指定された区域で市長が指定する区域（条例第6条第3号）
*下呂市には現在指定区域はありません。
- (4) 道路、鉄道で、市長が指定する区間（条例第6条第4号）

名 称	許 可 区 間
一般国道41号	別表1のとおり

- (5) 道路及び鉄道等から展望することができる地域で、市長が指定する区域（条例第6条第5号）

名 称	許 可 区 域
東海旅客鉄道 高山本線	別表1のとおり
一般国道41号	
一般国道257号	
県道関・金山線	

- (6) 河川、湖沼、溪谷、山、緑地及びこれらの付近の地域で、市長が指定する区域（条例第6条第6号）

* 現在指定区域はありません。

- (7) 交差点、踏切、道路のまがりかど、上り坂の頂上等及びこれらの付近で、交通安全上必要があるとして市長が指定する地域（条例第6条第7号）

* 現在指定地域はありません。

- (8) 都市計画法の規定により指定された区域（条例第6条第8号）

名 称	許 可 区 域
下呂市都市計画区域	旧下呂町の一部（第一種低層住居専用地域以外）

- (9) 上記の他、良好な景観又は風致を維持するために特に必要があるものとして市長が指定する地域又は場所（条例第6条第9号）

* 現在指定地域又は場所はありません。